

第一種特定原産地証明書発給事業に係るシステムのマイグレーションに関する 業務委託先 公募要領

2025 年 2 月 17 日

日本商工会議所

日本商工会議所では、経済産業省より指定を受けて実施している第一種特定原産地証明書発給事業について、2026 年春頃、現行システムの刷新（以下「マイグレーション」と略します）を実施いたします。

つきましては、本業務に係る委託先を以下の要領で募集いたします。

I. 事業の目的（概要）

1. 事業の趣旨

経済連携協定に基づく第一種特定原産地証明書発給システム（以下「システム」と略します）に関して、円滑な業務遂行が行えるようシステムの操作性の改善を主たる目的としシステムの刷新を行う事とします。

2. 委託業務の仕様

委託業務の仕様については、別添「提案依頼書」を参照してください。

3. 実施期間

（1）システム開発期間

契約締結日から 2026 年 5 月 31 日まで

（2）システム保守期間

2026 年 5 月～2031 年 5 月までの 5 年間（予定）

II. 応募資格

次の（1）～（7）までの全ての条件を満たす法人格を有する民間団体等とします。なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が応募書類を提出してください。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

（1）日本国において登記された法人であること。

（2）本事業の遂行に必要な組織、人員を有するまたは確保することが可能であること。

（3）本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

（4）本事業を推進するうえで日本商工会議所が求める措置を、迅速かつ効率的に実施できる体制を構築できること。

（5）貿易実務に関する知見を有していること。

（6）予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

(7) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

＊予算決算及び会計令（抄）

（一般競争に参加させることができない者）

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

Ⅲ. 応募手続

1. 募集期間

2025年2月17日（月）～3月7日（金）（必着）

＊公募に際しての説明会は予定しておりません。

＊個別相談を希望する場合は、1回に限り承ります。

2. 応募書類

- ① 以下の書類を電子媒体にて提出してください。メールのタイトルには「特定原産地証明書発給システムのマイグレーション 応募申請書」と記載してください。

- ・応募申請書（様式１）＜１部＞
 - ・暴力団排除に関する誓約書（様式２）※押印のうえスキャンしたもの＜１部＞
 - ・法人組織概要（パンフレット等の電子媒体）＜１部＞
 - ・企画提案書（自由書式）＜１部＞
 ※業務実績および担当者（主たる者）の実績、業務実施体制、スケジュール、
 見積書を含む
 - ・直近３年分の財務諸表＜１部＞
- ② 提出された応募書類は、本事業の採択に関する審査以外の目的には使
用しません。
- なお、応募書類は返却しません。
- ③ 電子媒体にて送付した際、到着確認のため本件担当あてにお電話ください。

3. 応募書類の提出先

応募書類の提出に際してファイルにパスワードを設定するなど、セキュアな提出方法で送付してください。

〒100-0005 東京都千代田区丸の内３－２－２ 丸の内二重橋ビル

日本商工会議所 国際部 （担当：須田、新田、渡邊）

TEL：03-3283-7850

E-Mail：hakkyusystem-2026maigure@jcci.or.jp

* F A Xおよび郵送による提出は受け付けません。

* 資料に不備のある場合は、審査対象となりませんので、本公募要領および提案依頼書を熟読のうえ、注意して作成してください。

* 締切を過ぎての提出は受け付けられません。

IV. 審査・採択

1. 選定基準について

以下の項目を総合的に評価して行うものとします。

- ① II. の応募資格を満たしているか
- ② 提案内容が、I－1. 事業の趣旨に合致しているか
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か
- ④ 本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか
- ⑤ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか
- ⑥ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足なく考慮し、適正な積算が行われているか

2. 採択結果の決定および通知について

採択された申請者については、日本商工会議所のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

V. 委託契約

採択された申請者について、日本商工会議所と当該申請者との間で委託契約を締結することとなります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、日本商工会議所との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる場合があります。

契約書作成にあたっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめご承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともありますので、ご了承ください。

その他、以下の条件についてご留意ください。

(1) 保証年数（瑕疵担保責任期間）

納品後1年間を瑕疵担保責任期間とします。

(2) 秘密保持

当所から提供した資料・情報（個人情報を含む）や作業の中で知り得た情報の秘密保持のために、別途秘密保持契約を締結するものとします。

(3) 著作権等

完成したシステムの所有権、著作権、2次的著作物の利用権は対価の支払時点で弊所に帰属または移転されることを原則とします。

VI. 経費の計上

1. 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

- (1) システム開発費（開発・改修費、技術検証・実証実験費、導入・利用料、サポート費（人件費））
- (2) サーバ機器、ソフトウェア等購入費
- (3) 備品・消耗品費
- (4) 業務費（旅費・交通費、借料、会議費、印刷製本費、資料等購入費、通信運搬費、雑役務費、消耗品費、委託・外注費）
- (5) 租税公課

2. 経費として計上できない経費

- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

VII. 事業実施における留意事項

- ・本事業の実施に関して変更、疑義等が生じた場合は、日本商工会議所と協議し、その指示に従うこと。
- ・委託先の事業者は、本事業において業務上知り得た個人情報、企業情報および知的財産情報等の秘密を漏洩してはならない。本事業終了後も同様とする。

VIII. 納品物等

1. 納品物

成果物、納入物および納入方法は以下のとおりとします。もし、要求を満たすことが不可能なものがある場合、その項目と理由を明記してください。

(1) 納品物件の明細

- ・ハードウェア、操作説明書
- ・システムソフトウェア、同仕様書
- ・基本設計書、詳細設計書（データフォーマットを含む）
- ・アプリケーションソフトウェア、同仕様書、操作説明書
- ・テスト計画書、テスト結果報告書
- ・システム運用マニュアル

(2) 検収について

検収については以下の条件とします。

- ・検査・検収期間について

検収は成果物納品明細書と所定の検収依頼書および品質保証書を受けて、当所にて検収テスト計画書に従ったテストを実施後合否判定する。判定結果はテスト実施後 1 か月以内に通知する。

- ・作業完了報告書提出年月日について

検収テスト合格後 1 か月以内に当所あてに作業完了報告書を提出する。

(3) 受渡媒体、方法

- ・設計書、プログラム、テスト計画書、テスト結果報告書、仕様書など
⇒メールにより電子媒体で提出
- ・操作説明書（依頼者・申請者向け、弊所職員向け、システム管理者向け、経済産業省向け）
⇒メールにより電子媒体で提出

2. 納品場所・期限

- ・場所：別途指定
- ・期限：2026 年 4 月 30 日

IX. 問い合わせ先

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-2-2 丸の内二重橋ビル

日本商工会議所 国際部 担当：須田、新田、渡邊

TEL：03-3283-7850、 E-mail：hakkyusystem-2026maigure@jcci.or.jp

お問い合わせはEメールまたは電話でお願いします。なお、Eメールによるお問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「特定原産地証明書発給システムのマイグレーション」としてください。

以 上

(様式1)

受付番号

※記載不要

日本商工会議所 国際部 宛

「第一種特定原産地証明書発給事業に係るシステムのマイグレーション
に関する業務委託」 応募申請書

申請者	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名）	
	役職	
	電話番号 （代表・直通）	
	E-mail	

(様式2)

2025 年 月 日

日本商工会議所
会頭 小林 健 様

会社名
住所（郵便番号、本社所在地）
氏名（名称、代表者の役職及び氏名） 印

暴力団排除に関する誓約書

「第一種特定原産地証明書発給事業に係るシステムのマイグレーションに関する業務委託」に取り組むにあたり、下記の「委託を受ける者として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

委託を受ける者として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

提出書類チェックリスト

	提出物	提出部数
	(様式1) 応募申請書	正 1部
	(様式2) 暴力団排除に関する誓約書	正 1部
	法人組織概要 (パンフレット等の電子媒体)	正 1部
	企画提案書 (自由書式) ※業務実績および担当者 (主たる者) の実績、業務実施体制、スケジュール、見積書を含む	正 1部
	過去3年分の財務諸表 ※設立年数が3年に満たない場合は、できるだけ長い年数分	正 1部